

「中小企業憲章に関する研究会」委員からのコメント

1月20日に行った研究会委員との事前打合せにおいて、研究会委員から提起されたコメントの要旨は以下のとおり。

（中小企業憲章の目的・位置づけ）

中小企業に対する社会的機運を変えていくことや、国民運動につなげていくことが目的ではないか。

中小企業庁だけでなく、政府が一体となって中小企業の観点を取り入れた政策に取り組むことを明確に示すのではないか。

（中小企業憲章の形式）

中小企業の経済・社会上の位置づけを再認識し、主語として「私たちは」を明示し、中小企業の重要性を国民全体として宣言するものではないか。

となると、国会決議によることもあり得るのではないか。

（中小企業基本法との関係）

中小企業基本法に盛り込まれているが国民に浸透していない考え方、法律には規定できない企業家精神など法律や政策の基底にある考え方、を示すことになるのではないか（国民の権利・義務にかかわる事項を規定するのが法律）。

（中小企業憲章の内容）

日本経済を活性化できるエンジンとしての中小企業の重要性について盛りこむべきではないか。

我が国の産業の強みは、サポーティング・インダストリーの存在。サポーター

ィング・インダストリーとしての中小企業の重要性を明確化することで、中小企業に対するイメージを変えられるのではないかと。

統計上、中小企業を取り巻く環境は厳しいものがあるが、そのような中でも成功を収めているベンチャー企業もある。厳しい現実を踏まえつつも、統計データに過度に依存せず、実態をしっかりと把握すべき。

今後の政府の取組の方向性や、どのような経済社会を構築していくかについての展望を示してはどうか。

企業家精神の重要性(アントレプレナーシップ)は盛りこむことが必要だが、「リスクをとって事業を営むこと」と広くとらえるべきではないかと。

中小企業政策とベンチャー政策を一体的に行うことを盛りこんではどうか。環境・医療といった分野における省庁の枠を超えた支援策を盛りこんではどうか。

(欧州小企業憲章 (European Charter for Small Enterprises) について)

「小企業憲章」は、最高意思決定機関である欧州理事会によって採択されているが、法的拘束力はない。ただし、単なる宣言ではなく、行動指針も盛り込まれている。また、「小企業憲章」を踏まえ作成された「小企業議定書 (Small Business Act for Europe)」では、具体的なアクションプランが記載されている。

「小企業憲章」は、企業家精神やイノベーションの重要性を盛りこんでいる。同時に、「小企業議定書」では家族経営 (ファミリービジネス) の意義についても言及しており、欧州も、零細個人事業が多い我が国と実態はさほど変わらないのではないかと。

「欧州小企業憲章」では、小企業の社会性についても言及。我が国の「中小企業憲章」にも、中小企業が社会的課題に取り組むことを盛りこんではどうか。